

由利本荘市と事業者等との  
包括連携協定締結に関するガイドライン

由利本荘市総合政策課

令和5年12月

Ver.1.0

### 【本ガイドラインについて】

近年、民間事業者等からCSRの一環として自治体との連携協定を締結するケースが全国的に増えています。本市でもこれまでさまざまな事業者等と包括連携協定を締結し、地域の課題解決、地域社会の発展、活性化を図ってきました。

このガイドラインは、「由利本荘市と民間事業者等との包括連携協定に関する実施要綱」(令和5年9月1日施行)で定めた、本市における包括連携協定の基本的な考え方、協定締結の要否に係る判断基準、留意点等について、協定締結前の協議から締結後の管理・運用までを円滑に進められるよう、作成したものです。

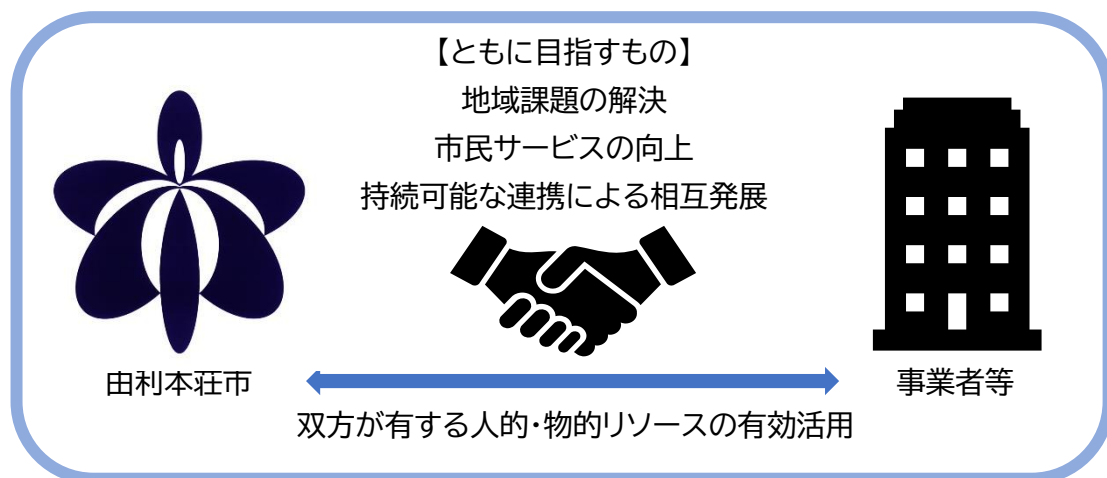
### 【本ガイドラインにおける用語の定義(要綱第2条)】

(1) 事業者等	事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体であつて国及び地方公共団体以外の団体。
(2) 連携事業	事業者等が地域の課題解決に向けて自らの申出により行われる反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為(実費相当の費用負担を伴うものを含む)。
(3) 包括連携協定	複数の分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結する協定。

### 【包括連携協定について】

包括連携協定とは、個別事業を実施するための協定とは異なり、市の抱える多様な地域課題の解決や市民サービスの向上等に向けて相互協力するため、複数の分野において連携事業を継続的に推進していくための協定です。

### 〈包括連携のイメージ〉



※参考: 包括連携協定と個別協定の区別

種別	概要	個別事業の記載	要件
包括連携協定	複数の分野において包括的に協働する取組を行うための協定	なし (必要に応じて別途個別協定や契約等で定める)	本ガイドラインに記載
個別協定	具体的な事業を実施するために締結する協定	あり (市と事業者との具体的な役割分担や費用負担等を記載)	担当課にて判断

【包括連携協定締結の要件】

包括連携協定の締結に当たっては、次の要件を満たすことを要件とします。

(1) 社会・地域課題の解決及び市民サービスの向上を目標として市と連携し、自らの持つ資源を活用して積極的に連携事業を実施する意欲があること。

(2) 複数の分野(おおむね以下のとおり)において事業の実施が見込まれること。

- ・健康増進に関すること
- ・高齢者福祉・障害者福祉に関すること
- ・子ども・子育て支援に関すること
- ・学校教育・生涯学習に関すること
- ・観光・産業振興に関すること
- ・文化・スポーツ振興に関すること
- ・防災・危機管理に関すること
- ・生活安全・生活衛生に関すること
- ・地域経済の活性化に関すること
- ・環境に関すること
- ・人材育成に関すること
- ・その他、市民サービスの向上に関すること

(3) 事業者等が以下のいずれにも該当しないこと〈要綱第3条1項〉

- ・代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
- ・会社更生法及び民事再生法等による手続き中である団体
- ・暴力団、暴力団員が役員または代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、または役員等が暴力団若しくは暴力団員に金銭的な援助を行っている団体
- ・公租公課を滞納している団体

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する営業またはこれに類する行為を行っている団体
- ・地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体

(4)実施しようとする連携事業が以下のいずれにも該当しないこと〈要綱第3条2項〉

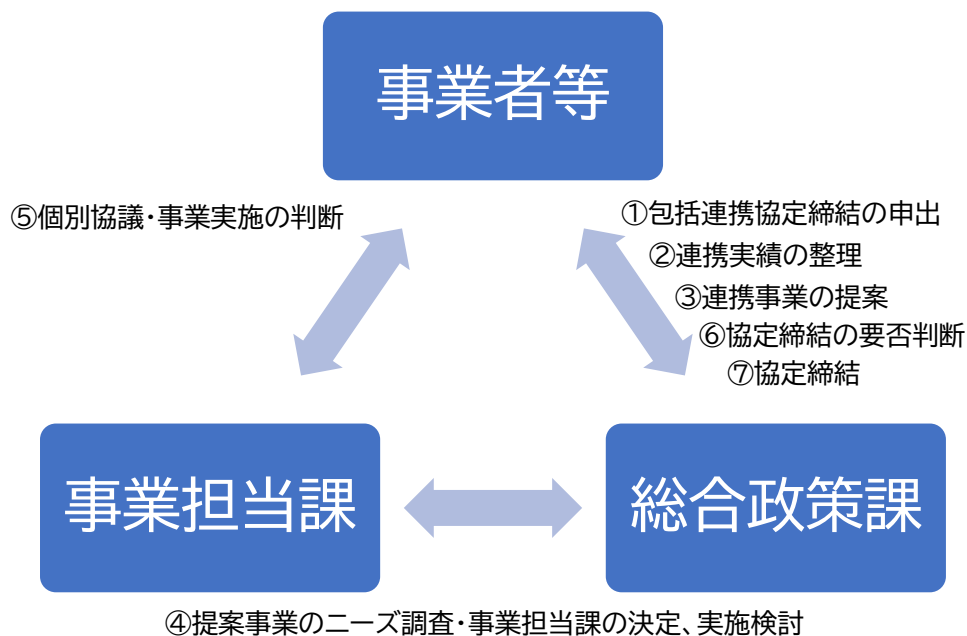
- ・事業者等の直接的な営業または広告宣伝を目的とする事業
- ・事業者等への利益誘導のおそれがある事業
- ・法令等で製造、提供等が禁止されている、または法令による許可等を受けていない役務・商品を提供する事業
- ・法律に定めのない医療類似行為に係る事業
- ・政治活動または宗教活動を目的とする事業
- ・ギャンブルに係る事業(公共的団体が実施するものを除く)
- ・人権侵害のおそれがある、またはこれに類する事業
- ・非科学的なものや迷信に推するもので利用者を惑わせたり、不安を与える、またはそのおそれのある事業

【包括連携協定締結の判断】

上記の要件を満たしているかどうか、協定内容と市のまちづくりの方向性、また、提案のあった事業の実施可否等について総合的に精査し、協定締結を見送る場合があります。

※包括連携協定の締結に至らなかった場合でも、担当課と事業者による協議の上、必要に応じて個別協定を締結するなどして連携事業を実施することも可能。

【包括連携協定締結の流れ】



- ①事業者による包括連携協定締結の申出(総合政策課へ)
- ②連携事業の実績等を整理
- ③事業者から連携事業の提案(内容に応じて担当となり得る課を招集し、事業者に事業内容を説明してもらう場を設けるなどして対応)
- ④③の提案内容に応じて各連携事業の担当課を決定し、担当課において事業実施希望の有無、実施の可否などについて検討。
- ⑤④の検討の結果、実施可能性が見込まれる連携事業については、担当課において事業者と詳細協議を行い、実施する。
- ⑥総合政策課において、連携実績及び今後の見込みを踏まえ、包括連携協定締結の要否について判断。
- ⑦包括連携協定を締結すべきものと判断した場合は、協定書の内容を協議した上で、協定を締結する。

※事業者等は、協定締結に向けた協議に際し、由利本荘市との包括連携協定締結に係る誓約書(様式1)を市に提出することとします。

#### 【包括連携協定の有効期間〈要綱第8条〉】

有効期間は、締結の日から翌年3月31日まで、または1年間とし、期間満了の1ヵ月前までに申出がない場合は、さらに1年間延長するものとする(以降も同様)。ただし特別の事情がある場合はこの限りでない。

#### 【包括連携協定の解除〈要綱第9条〉】

事業者等が以下の事由に当てはまる場合、協定を解除できるものとします。

- ・要綱第3条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- ・連携事業が要綱第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- ・市の職員の職務の執行を妨げたとき
- ・公租公課の滞納処分を受けたとき。
- ・暴力団、または役員が暴力団員その他の反社会勢力に係る者であること。
- ・事業譲渡、事業廃止その他の理由により連携事業を実施することができないとき。
- ・協定の履行に際し、事業者等の責めに帰すべき事由により市や第三者に損害を与えたとき。
- ・市に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為があったとき。

#### 【協定に基づく連携事業の提案・実施・把握〈要綱第10条〉】

- ・市と事業者等は、連携事業の提案を随時行うこととし、市の提案窓口は事業担当課または企画振興部総合政策課とします。
- ・事業担当課は、事業者等と連携・協力するとともに、事業内容及び進捗状況を把握し、市長へ報告するものとします。
- ・協定締結から5年以上連携事業実績が無い事業者に対し、協定の継続について協議の場を設けることができることとします。

(様式1)

令和 年 月 日

由利本荘市長 様

由利本荘市との包括連携協定締結に係る誓約書

法人名 (団体名)	
代表者名	
本社所在地	〒 —
ご担当者	(所属部署・役職)
	(氏名)
ご連絡先	TEL — —
	E-mail アドレス
<b>【確認事項】</b> <input type="checkbox"/> 「由利本荘市と事業者等との包括連携協定の締結に関するガイドライン」の内容について承諾しました。 <input type="checkbox"/> 当法人(または団体)及び提案する連携事業の内容は「由利本荘市と事業者等との包括連携協定の締結に関するガイドライン」に記載の【包括連携協定締結の要件】に適合しています。 ※内容をご確認いただけましたら、それぞれの項目のチェック欄にチェックをお願いします。	